## 出席停止について

下記の病気にかかった時は出席停止になります。主治医の診断を受け、登園の許可がおりましたら、 下記の登園許可証明書を主治医に記入してもらい、登園の際に幼稚園に提出してください。

分類	病名 出席停止の期間					
		(ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)				
	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで				
	百日咳	有の咳が消失するまで				
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで				
2	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがなくなるまで				
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで				
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなってから2日を経過するまで				
	結核	伝染のおそれが無いと認められるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで				
	流行性角結膜炎					
	手足口病					
	伝染性紅斑(りんご病)					
3	ヘルパンギーナ	症状により医師が伝染のおそれが無いと認めるまで				
	マイコプラズマ感染症					
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下					
	痢症)					

※出席停止の期間は欠席になりません。

※分類は学校保健法から。	2 け飛法咸塾するもの	3け学校 周げ	こおいて流行を広げる	可能性があるものです
	/ はががなる y る t) U/。	.) kd —— (1X . 1X l k)	これい・しかれしょかいりる	P(P(T, T), M(S, T), M(T), M(

------ き り と り ------

## 登園許可証明書

組	氏名		

## 病名

上記の者の病気は伝染するおそれが無くなりましたので、登園してもよいことを認めます。

年 月 日

医療機関名

医師名

印